

宇部市都市計画審議会都市計画道路見直し専門分科会設置運営要領(案)

令和3年 月 日制定

[都市整備部都市計画課]

(設置)

第1条 本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、長期間未着手となっている都市計画道路の見直し方針を策定するにあたり、専門的な見地から調査及び検討を行うため、宇部市都市計画審議会条例(宇部市条例第28号。以下「審議会条例」という。)第8条の規定に基づき、宇部市都市計画審議会(以下「審議会」という。)に都市計画道路見直し専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

(組織)

第2条 分科会は、審議会の委員のうち8人以内の委員をもって組織する。

2 分科会の委員は、審議会条例第2条に定める委員及び第4条第1項に定める臨時委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(分科会の会長)

第3条 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。

2 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 分科会の会長に事故があるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会の会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が招集し、分科会の会長が議長となる。

2 分科会が行った調査及び検討の内容並びに前項の会議の結果は、分科会の会長が審議会に報告する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行し、第1条に規定する調査及び検討が終了したときに、その効力を失う。